

福岡市水道局水道用資機材の製作者の登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「福岡市水道局水道用資機材の製作者の登録に関する要綱」(以下「要綱」という。)の規定による製作者登録を行うにあたっての要件及び手順等を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録する製作者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 自社工場を有し、日本水道協会検査工場登録又は日本工業規格表示許可若しくはISO9000s 認証を受けていること。

なお、製作の一部を外部会社と提携する場合は、当該外部会社の工場が上記要件に適合すること。

(2) 製品の不具合や緊急修理等に対して迅速な対応が可能であること。

(3) 登録する指定品目が支給材料品目の場合は、水道局の競争入札参加資格登録業者(以下「登録業者」という。)であること。ただし、登録する製作者の製品を取り扱う代理店が登録業者の場合で申請書に明記してある場合はこの限りではない。

(4) 登録する製作者の製品が次のア、イ及びウの基準を満たすこと。

ア 製品の材質が水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第17号に適合していること。

イ 製品の材質及び性能が、別に定める指定品目の規格等を定めた仕様(以下「技術仕様」という。)に適合していること、又は技術仕様に準拠しこれと同等以上と認められること。

ウ 福岡市水道局規格品については、製品が第5条に規定する現品検査に合格すること。

(提出書類)

第3条 要綱第7条第2項に規定する要領で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 製品の製作図面

(2) 製品の仕様書又は説明書

(3) 製品が指定品目の技術仕様に適合することを証明する書類、又は技術仕様に準拠しこれと同等以上であることを証明する書類

(4) 「日本水道協会検査工場登録通知書」又は「日本工業規格表示許可書」若しくは「ISO9000s 審査登録証」の写し

(5) その他参考資料(価格表、工場概要書、製造実績及び納入実績等)

2 同一品目で複数の呼び径等について申請する場合の前項(3)の書類については、別に定める規定に基づき、その指定する呼び径等のものを提出するものとする。

(審査)

第4条 製作者登録に関する審査並びに調査及び検討（以下「審査等」という。）は、福岡市水道事業技術協議会（以下「協議会」という。）で行う。ただし、次に掲げる事項については、協議会の事務局で審査を行うことができる。

- (1) 登録製品の簡易な形状変更や製作口径の拡大等
- (2) 登録製品と同一規格の製品についての登録
- (3) 設計積算に大きく影響しない技術仕様の軽微な変更
- (4) その他、協議会の会長が認めるもの

2 審査は第5条に該当する場合を除き、原則として書類審査により行うものとする。

(現品検査)

第5条 福岡市水道局規格品の製作者登録を行う場合、及びその他の製品で協議会の会長が必要と判断した場合は、現品検査を行うものとする。

2 福岡市水道局規格品の現品検査の手順等については別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。